

用品調達に関する事務取扱規則及び広島県共用備品管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第二十八号

用品調達に関する事務取扱規則及び広島県共用備品管理規則の一部を改正

する規則

(用品調達に関する事務取扱規則の一部改正)

第一条 用品調達に関する事務取扱規則(昭和三十年広島県規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(用品調達事務の総括) 第三条 用品の調達に関する事務は、会計管理部契約・調達管理課(以下「契約・調達管理課」という。)において総括する。</p> <p>(用品の要求) 第五条 主務課長及び庁長は、用品の交付を受けようとするときは、別記様式第一号による在庫用品要求書又は別記様式第二号による直払用品要求書を契約・調達管理課長に提出して用品の要求をするものとする。</p> <p>(用品の交付) 第六条 契約・調達管理課長は、用品を交付するときは、その都度、品名、数量及び金額を別記様式第三号による在庫用品交付通知書又は別記様式第四号による直払用品交付通知書により、主務課長又は庁長に通知しなければならない。</p> <p>(用品代金の払込) 第七条 主務課長及び庁長は、用品の交付を受けたときは、その都度、所定の手続により、当該用品の代金を契約・調達管理課へ払い込まなければならない。ただし、当該用品の代金について電子計算組織により処理するものにあつては、契約・調達管理課長が、毎月取りまとめの上、当該主務課又は庁の歳入金から管理事務費特別会計歳入金への振替をもつて行うものとし、当該振替に係る額は、その都度、公金振替通知書により当該主務課又は庁に通知するものとする。</p>	<p>(用品調達事務の総括) 第三条 用品の調達に関する事務は、会計管理部総務事務課(以下「総務事務課」という。)において総括する。</p> <p>(用品の要求) 第五条 主務課長及び庁長は、用品の交付を受けようとするときは、別記様式第一号による在庫用品要求書又は別記様式第二号による直払用品要求書を総務事務課長に提出して用品の要求をするものとする。</p> <p>(用品の交付) 第六条 総務事務課長は、用品を交付するときは、その都度、品名、数量及び金額を別記様式第三号による在庫用品交付通知書又は別記様式第四号による直払用品交付通知書により、主務課長又は庁長に通知しなければならない。</p> <p>(用品代金の払込) 第七条 主務課長及び庁長は、用品の交付を受けたときは、その都度、所定の手続により、当該用品の代金を総務事務課へ払い込まなければならない。ただし、当該用品の代金について電子計算組織により処理するものにあつては、総務事務課長が、毎月取りまとめの上、当該主務課又は庁の歳入金から管理事務費特別会計歳入金への振替をもつて行うものとし、当該振替に係る額は、その都度、公金振替通知書により当該主務課又は庁に通知するものとする。</p>

(帳簿)

(帳簿)

<p>第八条 契約・調達管理課長は、次に掲げる帳簿を備えなければならない。</p> <p>一―五 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(他の執行機関の依頼による用品の調達)</p> <p>第九条 契約・調達管理課においては、知事以外の執行機関からこの規則に定める用品の調達について依頼があるときは、この規則の定めるところに従い、これを行うことができる。</p>	<p>第八条 総務事務課長は、次に掲げる帳簿を備えなければならない。</p> <p>一―五 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(他の執行機関の依頼による用品の調達)</p> <p>第九条 総務事務課においては、知事以外の執行機関からこの規則に定める用品の調達について依頼があるときは、この規則の定めるところに従い、これを行うことができる。</p>
--	--

<p>別記様式第一号中「総務事務」を「契約調達管理課」に改める。</p> <p>別記様式第二号中「事務課」を「契約調達管理課」に改める。</p> <p>別記様式第三号中「総務事務課長」を「契約調達管理課長」に改める。</p> <p>別記様式第四号中「総務事務課長」を「契約調達管理課長」に改める。</p> <p>(広島県共用備品管理規則の一部改正)</p> <p>第二条 広島県共用備品管理規則(昭和三十二年広島県規則第六十六号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。</p>	<p>別記様式第一号中「事務」を「契約」に改める。</p> <p>別記様式第二号中「事務」を「契約」に改める。</p> <p>別記様式第三号中「総務事務課長」を「契約調達管理課長」に改める。</p> <p>別記様式第四号中「総務事務課長」を「契約調達管理課長」に改める。</p> <p>(広島県共用備品管理規則の一部改正)</p> <p>第二条 広島県共用備品管理規則(昭和三十二年広島県規則第六十六号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。</p>
---	--

改正後	改正前
<p>(共用備品管理の主幹課)</p> <p>第四条 共用備品は、契約・調達管理課において管理する。ただし、知事が特別の必要があると認める場合には、その一部を契約・調達管理課以外の課に管理させることがある。</p> <p>(共用備品台帳の整理保管)</p> <p>第五条 契約・調達管理課及び前条ただし書の規定によつて共用備品の管理をする課(以下「管理主管理課」と総称する。)においては、別記様式第一号による共用備品台帳を備え、これを整理保存しなければならない。</p> <p>(共用備品の使用)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>2 第四条ただし書の規定により契約・調達管理課以外の課において管理する共用備品は、当該課の用務に支障のない限り、他の課の使用に供するものとする。</p>	<p>(共用備品管理の主幹課)</p> <p>第四条 共用備品は、総務事務課において管理する。ただし、知事が特別の必要があると認める場合には、その一部を総務事務課以外の課に管理させることがある。</p> <p>(共用備品台帳の整理保管)</p> <p>第五条 総務事務課及び前条ただし書の規定によつて共用備品の管理をする課(以下「管理主管理課」と総称する。)においては、別記様式第一号による共用備品台帳を備え、これを整理保存しなければならない。</p> <p>(共用備品の使用)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>2 第四条ただし書の規定により総務事務課以外の課において管理する共用備品は、当該課の用務に支障のない限り、他の課の使用に供するものとする。</p>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 第一条の規定による改正前の用品調達に関する事務取扱規則の様式により作成された用紙でこの規則の施行の際現に県の在庫に係るものは、この規則による改正後の用品調達に関する事務取扱規則の様式により作成された用紙とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。